

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害福祉事業に係る総合的な支援等について

(1) 都市自治体が障害者総合支援法等に基づく各事業を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、必要な財源を確保すること。

また、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、事業における国の負担割合の見直しや国庫負担基準の引き上げ等、十分な財政措置を講じること。

(2) 障害者の生活実態やニーズ等、地域の実情を踏まえた制度となるよう、制度の拡充や見直しを行うなど必要な措置を講じること。

また、制度の見直しの際には、自治体への準備期間の確保や、具体的で速やかな情報提供と周知、システム改修等の準備・運営経費に対する財政措置等を講じること。

(3) 障害福祉サービス事業所等が安定的に事業運営し、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、報酬の見直しを行うとともに、人材の確保・育成・定着に係る財政措置や処遇改善等、必要な措置を講じ、障害福祉サービスの充実・強化を図ること。

また、報酬の地域区分や加算等が地域の実情を踏まえたものとなるよう、拡充・見直しを行うこと。

(4) 令和6年度報酬改定について

1) 障害福祉に係る各事業所の運営、サービスの充実に当たって、物価高騰の影響を踏まえ、必要な賃金水準が確保されるよう、報酬の拡充・見直しを行うこと。

特に、重度障害者等が必要とするサービスを確実に受けることができるよう、緊急受け入れや看護職員の配置等、体制整備に資する報酬の拡充・充実を図ること。

2) 障害福祉施設の安定的な運営のため、食事提供体制加算を恒久化すること。

また、小規模施設でも十分な運営を行えるよう、報酬区分における利

用定員規模の細分化等、少人数を対象とした事業が評価されるよう見直しを行うこと。

- (5) 計画相談支援事業について、障害の多様な特性に応じた適切な支援を行うため、相談支援専門員等の福祉人材の確保・人員基準の緩和及び報酬体系の見直し等を図るとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、特定相談支援事業者の円滑な指定に向けて、広域的な支援策を講じるなど、制度の充実を図ること。

- (6) 障害児通所支援事業について、障害児や保護者等の実態に即したサービスが提供されるよう、支援の充実を図り、適正な実施に向けて、十分な財政措置を講じること。

また、課税世帯の利用者負担については、激変を緩和するため、上限月額を区分を細分化する等、見直しを行うこと。

- (7) 自立支援医療に係る利用者負担について、負担上限月額の経過的特例措置を恒久化すること。

また、課税世帯における利用者負担については、更生医療、精神通院医療に係る負担上限月額を引き下げること。

- (8) 補装具費支給制度について、補装具の種目、購入等に要する費用の算定等に関する基準を実情に合ったものとする。

特に、補聴器の交付基準・修理基準の見直しを図ること。

また、人工内耳について、補装具として位置付ける等、利用者負担の軽減を図ること。

- (9) 社会福祉施設等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、必要な財源を確保し、十分な財政措置を講じるとともに地域の実情に応じた柔軟な制度とすること。

- (10) 成年後見制度の利用を促進し、共生社会を実現するための制度見直しや成年後見等実施機関に対し、十分な財政措置を講じること。

- (11) 短期入所事業について、利用者の需要に応えられるよう、事業所数の増加に繋がる施策を推進するとともに、安定的な運営に資する体制強化のため、人材確保、財源措置の拡充等の支援策を講じること。

- (12) 障害福祉事業に従事する人材の確保に向けて、職員の負担を軽減し労働環境が改善されるよう、ICT導入支援事業を拡充すること。

2. 公共交通運賃、有料道路料金について、精神障害者に対する割引制度の創設や身体障害者及び知的障害者の利用手続きの簡素化等を図ること。

また、NHK受信料減免制度について、障害者及び都市自治体の負担が軽減されるよう、手続きの改善を図ること。

さらに、都市自治体が行う障害者を対象としたタクシー料金の一部助成について、財政措置を講じること。

3. 重度障害者等への支援について

(1) 重度障害者等への医療費に対して、地域の差異なく助成できるよう、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

(2) 医療的ケアが必要または強度行動障害のある児・者及び家族等が、社会参加する上で、必要とする支援を確実に受けられるよう、医療との連携、人材確保、財政措置等、体制整備を推し進めること。

4. 障害児への支援について

(1) 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置や必要な措置を講じること。

また、早期療育を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。

(2) 障害児に係る各手当や給付について、サービス水準の確保に留意し、適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

5. 障害者の雇用が推進されるよう、必要な財源を確保し、雇用の場の確保や通勤支援制度の拡充等、地域の実態を踏まえた対応をできるよう充実を図ること。

また、障害特性に応じた働き方に対応するため、ICTを利用した仕事環境の体制整備の推進を支援すること。

6. 日常生活自立支援事業について、地域の実情を踏まえた十分な財源を確保するとともに、事業の充実・強化等に必要な措置を講じること。

7. 精神障害者の相談員制度について、他の身体障害者相談員や知的障害者相

談員と同様に、相談体制の整備や支援を支障なく行えるよう、法的な定義づけを行うこと。

8. 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設について、都市自治体が単独で確保し続けることは財政負担が過重であること等を勘案し、広域での整備を可能とするなど、適切な措置を講じること。

9. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。

10. 障害福祉サービス事業者等の不正防止のため、有効かつ適正に機能する制度を構築すること。

11. 知的障害者の定義及び療育手帳の交付の基準等について、地域ごとの差を考慮し、統一に向けた適切な見直しを行うこと。

12. 被災した社会福祉施設等に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助金について、早期の復旧を図る観点から、補助対象外とされている施設に付属しない備品等を含め、国庫補助の対象の拡充及び見直しを行うこと。

13. 物価高騰対策関係について

障害者福祉サービス事業所等について、物価高騰の影響による運営負担の軽減を図り、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置や支援施策の拡充等の必要な支援を講じること。